

★第9回★

## 「株式の評価方法①」

今回から「株式の評価方法」に入ります。一口に株式といっても、「上場株式」や「取引相場のない株式」などがありますが、ここでは取引相場のない株式の評価方法について学んでいきましょう。



**非** 公開会社の株式など取引相場のない株式については、上場株式や気配相場のある株式と違って、客観的な時価を見つけるのが難しい状況にあります。そのため、会社の規模や株主の支配状況、財務状況、類似する上場会社の株価などに応じて、細かく評価方法が定められています。

具体的には、相続等で株式を取得した相続人が、その会社の経営支配力を持つている支配株主か、それ以外の少数株主かという区分によって、「配当還元方式」または「原則的評価方式」により評価します(図表1)。

図表1 取引相場のない株式の評価方式の判定

会社の区分	株式の取得者の区分		評価方式
	株主グループ	株主個人	
同族株主のいる会社	同族株主グループ	中心的な同族株主がいない場合	原則的評価方式
		中心的な同族株主	
		取得後の持株割合が5%以上 役員 取得後の持株割合が5%未満かつ役員以外	
	同族株主グループ以外	—	配当還元方式
同族株主のいない会社	15%以上のグループ	中心的な株主がいない場合	原則的評価方式
		中心的な株主	
		取得後の持株割合が5%以上 役員 取得後の持株割合が5%未満かつ役員以外	
	15%未満のグループ	—	配当還元方式

※1 同族株主とは、株主の一人およびその同族関係者の有する株式の合計数が発行済株式数の30%以上である場合におけるその株主および同族関係者をいう  
 ※2 中心的な同族株主とは、同族株主の一人およびその株主の配偶者、直系尊属、兄弟姉妹、一親等の姻族の有する株式の合計数が発行済株式数の25%以上である場合におけるその株主をいう  
 ※3 中心的な株主とは、株主の一人およびその同族関係者が有する株式の合計数が発行済株式数の15%以上である株主グループに属し、かつ単独で発行済株式数の10%以上を有している株主をいう

①配当還元方式  
 会社を支配できない少数株主が取得した取引相場のない株式については、その株式の発行会社の規模にかかわらず、配当還元方式で評価します。

配当還元方式は、その株式を所

図表2 配当還元方式

<算式>

$$\frac{\text{その株式の年平均配当金額 (1株50円に換算後)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}}$$

<設例>

- ・直前期末の資本金の額…1000万円
- ・直前期末の発行済株式数…200株
- ・1株当たりの資本金の額…5万円
- ・1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数…20万株
- ・年平均配当金額…140万円
- 1株(50円)当たりの年配当金額…140万円÷20万株=7円

配当還元価額=(7円÷10%)×(5万円÷50円)=7万円

有することによって受け取る1年間の配当金額を、一定の利率(10%)で還元して、元本である株式の価額を評価する方法です(図表2)。

原則的評価方式よりもたいい低く評価されるようになっていきます。仮に、配当還元方式を適用して算出された価額(配当還元価額)が、原則的評価方式で計算した価額より高い場合には、配当還元価

図表3 類似業種比準価額方式

$$A \times \left( \frac{B}{B} \times \frac{C}{C} \times 3 + \frac{D}{D} \right) \div 5 \times \text{斟酌率} \ast$$

※斟酌率：大会社は0.7、中会社は0.6、子会社は0.5

▼算式中の記号の説明

類似業種		評価対象会社	
A	株価(注1)	—	—
B	課税時期の属する年の1株当たりの配当金額	(B)	直前期末の1株当たりの配当金額
C	課税時期の属する年の1株当たりの年利益金額	(C)	直前期末の1株当たりの利益金額(注2)
D	課税時期の属する年の1株当たりの純資産価額(帳簿価額)	(D)	直前期末における1株当たりの純資産価額(注3)

(注1) 次の①～④のうち最も低い金額  
 ①相続発生日の属する月の類似業種の毎日の最終価額の月平均株価  
 ②相続発生日の属する月の前月の類似業種の毎日の最終価額の月平均株価  
 ③相続発生日の属する月の前々月の類似業種の毎日の最終価額の月平均株価  
 ④類似業種の前年平均株価

(注2) 損益計算上の利益ではなく、法人税の課税所得を基礎とした金額を採用  
 (注3) 相続税評価額で置き直す必要はなく、帳簿価額ベースとなる  
 直前期末の資本金額+資本積立金額+利益積立金額

額ではなく原則的評価方式によって計算した価額で評価します。

②原則的評価方式

会社の規模等により評価方法が大きく変化

原則的評価方式の概要は次のとおりです。

まず、評価する株式を発行した会社を、業種別に従業員数、総資産価額、売上高の組合せにより「大会社」「中会社」「小会社」のいずれかに区分します(分類方法については12月15日号に掲載予定)。そして、それぞれ以下のとおりに評価していきます。

(大会社)

大会社は、原則として、「類似業種比準価額方式」により評価します。

類似業種比準価額方式は、類似業種の株価をもとに、評価する会社の1株当たりの配当金額、利益金額および純資産価額の3つで比準して評価する方法です(図表3)。

大会社に区分される会社は、上場会社に準ずる程度に規模が大きいので、事業内容が類似する上場会社の株価に比準させて評価されることとなっていますが、後述する純資産価額方式で評価してもよいことになっています。

(小会社)

小会社は原則として、「純資産

図表4 純資産価額方式

$\frac{\text{総資産額 (相続税評価額)} - \text{負債の金額} - \text{評価差額に対する法人税額等相当額 (注1)}}{\text{発行済株式数}}$
<p>(注1) 相続が発生した時点で発行会社が清算した場合に課せられる法人税額等に相当する金額。具体的には相続税評価額による純資産価額(総資産価額-負債金額)と帳簿価額による純資産価額の差額(評価差額)に42%を乗じて計算した金額</p> <p>(注2) 同族グループの持株割合が50%未満の場合には、上記算式により算出された価額から20%減額する</p>

「純資産価額方式」によって評価します。純資産価額方式は、発行会社が相続発生時に清算した場合に株主に分配される正味財産の価値をもって、株式の相続税評価額と考える評価方法です(図表4)。

具体的には、会社の資産および負債を相続税評価額に置き直して、相続税評価による資産合計が

図表5 併用方式

$1 \text{ 株当たりの類似業種比準価額} \times L + 1 \text{ 株当たりの純資産価額} \times (1 - L)$	
● Lの割合	
会社規模	Lの割合
中会社(大)	0.9
中会社(中)	0.75
中会社(小)	0.6

ら負債合計および評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額により評価します。(中会社)

中会社は、大会社と小会社の評価方法を併用して評価します。類似業種比準価額方式と純資産価額方式の各方式により評価した価額に、それぞれ一定の割合(Lの割合)を加味して評価額を求めることとなります(図表5)。

今回は、基本的な評価方法を見てきましたが、次回はもう少し詳しく解説します。

BB

今回の解説  
を踏まえて

## こんなアドバイスを行なおう

今回のお客様



### 所有する株式の評価額が分からないIさん

Iさん「昨年、ウチのオーナー社長が亡くなったのですが、自社株式の評価が高く、現社長には多額の相続税がかかったそうです。実は私も会社の株式を保有していますから、その評価額が心配です」

行職員「Iさんの会社の株式は取引相場のない株式でしたよね。その場合の相続税評価額は、持株割合や同族関係者が否かなどによって変わってきます。現在の社長やIさんの持ち株割合はどうなっていますか？」

Iさん「社長の持株割合は40%、私は10%です」

行職員「でしたら、Iさんの会社は同族株主がいる会社に分類されますね。Iさん

は社長の親族であるなど同族関係者ですか？」

Iさん「いえ、関係者ではありません」  
行職員「でしたら、社長の場合は原則的評価方式で高い評価額で計算することになったと思われませんが、Iさんは配当還元方式となります。この配当還元方式は原則的評価方式よりも評価額が低く計算されますから、社長ほど株式の評価額は高くないかと思われます」

Iさん「なるほど。少し安心しました」

#### ★アドバイスのポイント★

所有する株式の評価方法が分からないというお客様に対しては、まず株式の取得者の持株割合と、同族関係者が否か等を確認しましょう。そのうえで原則的評価方式と配当還元方式では、大きく評価額が変わってくることをアドバイスします。